

保険料はこのように納めます

老齢(退職)・遺族・障害年金が
年額 18 万円以上の人
年金から差し引かれます
【特別徴収】

- 保険料の年額を、年金支払い月(年 6 回)に分けて差し引きます。
- 老齢福祉年金などは差し引きの対象になりません。

仮徴収 前年の所得が確定していないので、仮に算定された保険料を納めます。

本徴収 確定した年間保険料から、すでに納めた仮徴収分を差し引いて、残った額を納期に分けて納めます。

4月 6月 8月 10月 12月 2月



年金が年額 18 万円以上でも
納付書で納めることがあります

- 65 歳になったとき
- 他の市町村から転入したとき
- 保険料の所得段階が変更になったとき
- 年度初め(4月1日)に年金を受けていなかったとき など

次の場合などは、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

老齢(退職)・遺族・障害年金が
年額 18 万円未満の人
納付書で納めます
【普通徴収】

- 市から送付されてくる納付書、または口座振替で、期日までに市指定の金融機関などで保険料を納めてください。



保険料納付は
口座振替が便利です

口座振替は、保険料の納め忘れがなく安心して便利です。ぜひご利用ください。次のものを持って、市指定の金融機関で手続きをしてください。

- 保険料の納付書
- 預(貯)金通帳
- 印かん(通帳届け出印)

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としされなかった場合などには、納付書で納めることになります。

保険料は納め忘れないようにしましょう

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納した期間に応じて次のような措置がとられます。保険料は納め忘れないようにしましょう。

1 年以上 滞納すると…

介護保険サービスの費用が、いったん全額自己負担になります。申請により、あとで保険給付分(費用－負担割合分)が払い戻されます。

1 年6 か月以上 滞納すると…

申請後に払い戻される保険給付分の一部、または全部が差し止められます。それでも滞納が続いた場合は、差し止められた保険給付分から、滞納していた保険料分が差し引かれます。

2 年以上 滞納すると…

介護保険サービスの利用者負担が 3 割もしくは 4 割に引き上げられたり、高額介護サービス費等や、施設を利用するサービスの食費・居住費等の軽減などが受けられなくなったりします。

お問い合わせ

〒610-0393 京田辺市田辺 80 番地
京田辺市健康福祉部介護保険課 TEL:0774-64-1373

65 歳以上のみなさんへ

みんなの安心

介護保険料

住み慣れたまちで、いつまでも安心して暮らせるように
介護保険料は必ず納めましょう

介護保険は支え合いの制度です

介護保険の財源は、介護保険料と公費で半分ずつ負担しています。このうち 40～64 歳の人納める保険料が費用全体の 27%、65 歳以上の人の保険料が 23%をそれぞれ負担し、社会全体で制度を支えるしくみになっています。介護が必要になったとき、安心して介護保険のサービスを受けられるように、保険料は必ず納めましょう。

この分を 65 歳以上のみなさんで負担します

■ 介護保険の財源(利用者負担は除く)

公費(税金)	介護保険料	
国・都道府県・市区町村からの公費 50%	40～64 歳の人の保険料 27%	65 歳以上の人の保険料 23%

※令和6年度～令和8年度の割合です。

保険料は所得や課税状況に応じて決められます。

保険料は「基準額」をもとに、所得の低い人などの負担が大きくなるように、課税状況や所得段階に応じて段階的に決められます。「基準額」とは、各所得段階において保険料を決める基準になる額のことで、市区町村の介護保険サービスにかかる費用などから算出されます。

基準額(年額)

市区町村で介護保険の給付にかかる費用

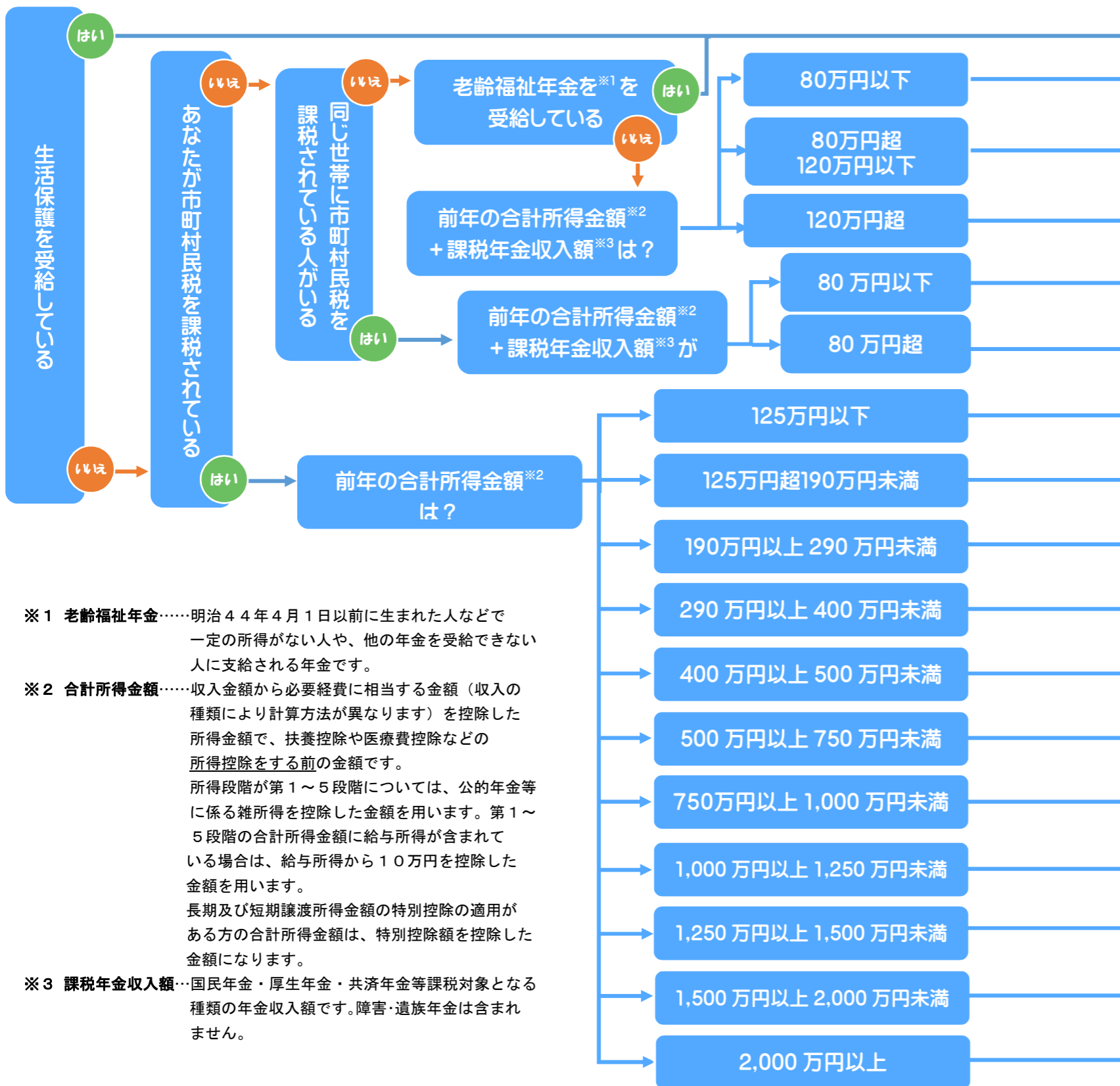
×

65歳以上の人の負担分(23%)

市区町村の65歳以上の人数



あなたの介護保険料を確認しましょう！



※1 老齢福祉年金……明治44年4月1日以前に生まれた人などで一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

※2 合計所得金額……収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した所得金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。所得段階が第1～5段階については、公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。長期及び短期譲渡所得金額の特別控除の適用がある方の合計所得金額は、特別控除額を控除した金額になります。

※3 課税年金収入額……国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額です。障害・遺族年金は含まれません。

賦課段階	対象者	年間保険料
第1段階	・生活保護受給の方、又は本人が老齢福祉年金受給者でかつ世帯全員が市町村民税非課税の方 ・世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	18,860円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方	32,090円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間120万円超の方	45,320円
第4段階	本人が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	59,550円
第5段階（基準額）	本人が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円超の方	66,160円
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円以下の方	76,090円
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円超190万円未満の方	82,700円
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	99,240円
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	112,480円
第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	125,710円
第11段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が500万円以上750万円未満の方	145,560円
第12段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の方	165,400円
第13段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,250万円未満の方	185,250円
第14段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,250万円以上1,500万円未満の方	205,100円
第15段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	224,950円
第16段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が2,000万円以上の方	244,800円

(※年間保険料は、京田辺市介護保険条例の規定により定められています。)

第1号被保険者として 保険料を納め始めるのは

65歳になった月（65歳の誕生日の前日がある月）から、第1号被保険者として保険料を納めます。



65歳になる年度の 64歳までの分 65歳になる月の前月までの分は、加入している医療保険の保険料から介護保険分として納めます。

保険料について 65歳からの分 65歳になった月から年度末までの分は、年度末までの納期に分けて、介護保険料として納めます。※国民健康保険税については、65歳になる月の前月までの介護保険分を計算したうえで保険料年額を決定しています。